

令和3年度中央市一般会計予算

令和3年度中央市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,800,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,353,300
	1 市 民 税	1,744,578
	2 固 定 資 産 税	2,285,080
	3 軽 自 動 車 税	123,642
	4 市 た ば こ 税	200,000
2 地 方 譲 与 税		112,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	26,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	82,700
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,400
3 利 子 割 交 付 金		2,700
	1 利 子 割 交 付 金	2,700
4 配 当 割 交 付 金		15,300
	1 配 当 割 交 付 金	15,300
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		39,900
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	39,900
6 法 人 事 業 税 交 付 金		44,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	44,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		670,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	670,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		9,800
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	9,800
9 地 方 特 例 交 付 金		93,100
	1 地 方 特 例 交 付 金	35,100
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	58,000
10 地 方 交 付 税		1,980,010
	1 地 方 交 付 税	1,980,010
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		4,628
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,628
12 分 担 金 及 び 負 担 金		240,771
	1 負 担 金	240,771
13 使 用 料 及 び 手 数 料		72,321
	1 使 用 料	53,355

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		150,238
	1 議 会 費	150,238
2 総 務 費		1,581,152
	1 総 務 管 理 費	1,036,434
	2 企 画 費	110,251
	3 徴 税 費	183,333
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	126,826
	5 選 挙 費	32,048
	6 防 災 費	89,889
	7 統 計 調 査 費	1,655
	8 監 査 委 員 費	716
3 民 生 費		5,037,017
	1 社 会 福 祉 費	2,065,955
	2 児 童 福 祉 費	2,595,087
	3 生 活 保 護 費	310,587
	4 災 害 救 助 費	5
	5 福 祉 施 設 費	65,383
4 衛 生 費		855,071
	1 保 健 衛 生 費	403,452
	2 清 掃 費	404,619
	3 水 道 費	47,000
5 労 働 費		3,725
	1 労 働 諸 費	3,725
6 農 林 水 産 業 費		517,854
	1 農 業 費	497,859
	2 林 業 費	19,995
7 商 工 費		205,514
	1 商 工 費	205,514
8 土 木 費		1,585,508
	1 土 木 管 理 費	38,193
	2 道 路 橋 梁 費	324,850
	3 河 川 費	13,744
	4 都 市 計 画 費	1,176,471

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
1 議会費	1 議会費	議会運営費	3,162
合 計			3,162

第3表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等債	85,000	普通貸借	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
地方道路等整備事業債	203,900			
合併特例事業債	545,300			
一般補助施設整備等事業債	6,300			
臨時財政対策債	735,000			
借換債（銀行等約定償還借換債）	266,072			
合 計	1,841,572			

令和3年度中央市国民健康保険特別会計予算

令和3年度中央市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,195,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		637,959
	1 国 民 健 康 保 険 税	637,959
2 使 用 料 及 び 手 数 料		506
	1 手 数 料	506
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		2,262,159
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	2,262,159
5 財 産 収 入		3
	1 財 産 運 用 収 入	3
6 繰 入 金		281,480
	1 一 般 会 計 繰 入 金	281,480
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		13,007
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	8,004
	2 雑 入	5,003
歳 入 合 計		3,195,116

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		76,017
	1 総 務 管 理 費	71,320
	2 徴 収 費	4,467
	3 運 営 協 議 会 費	230
2 保 険 給 付 費		2,216,282
	1 療 養 諸 費	1,919,837
	2 高 額 療 養 費	283,322
	3 移 送 費	96
	4 出 産 育 児 諸 費	10,926
	5 葬 祭 諸 費	2,100
	6 傷 病 手 当 金	1
3 国民健康保険事業費納付金		819,504
	1 医 療 給 付 費 分	576,601
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	183,863
	3 介 護 納 付 金 分	58,876
	4 退 職 被 保 険 者 納 付 金 精 算 分	164
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		29,474
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	26,604
	2 保 健 事 業 費	2,870
6 基 金 積 立 金		3
	1 基 金 積 立 金	3
7 諸 支 出 金		23,118
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,118
	2 繰 出 金	20,000
8 予 備 費		30,717
	1 予 備 費	30,717
歳 出 合 計		3,195,116

令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度中央市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ312,896千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		214,884
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	214,884
2 使 用 料 及 び 手 数 料		65
	1 手 数 料	65
3 繰 入 金		94,720
	1 一 般 会 計 繰 入 金	94,720
4 諸 収 入		2,990
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	270
	3 雑 入	2,718
5 繰 越 金		237
	1 繰 越 金	237
歳 入 合 計		312,896

令和3年度中央市介護保険特別会計予算

令和3年度中央市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,081,591千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		442,017
	1 介 護 保 險 料	442,017
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		490,170
	1 国 庫 負 担 金	365,129
	2 国 庫 補 助 金	125,041
4 支 払 基 金 交 付 金		537,160
	1 支 払 基 金 交 付 金	537,160
5 県 支 出 金		283,072
	1 県 負 担 金	270,148
	2 県 補 助 金	12,924
6 財 産 収 入		30
	1 財 産 運 用 収 入	30
7 繰 入 金		326,264
	1 一 般 会 計 繰 入 金	326,264
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		1,876
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	1,874
歳 入 合 計		2,081,591

令和3年度中央市地域包括支援センター特別会計予算

令和3年度中央市地域包括支援センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		805
	1 予防給付費収入	805
2 繰入金		16,693
	1 一般会計繰入金	16,693
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		17,499

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		16,692
	1 総 務 管 理 費	16,692
2 事 業 費		806
	1 居 宅 介 護 支 援 事 業 費	806
3 諸 支 出 金		1
	1 償 還 金	1
歳 出	合 計	17,499

令和3年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算

令和3年度中央市田富よし原処理センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,102千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		9,780
	1 負 担 金	9,780
2 使 用 料 及 び 手 数 料		42,153
	1 使 用 料	42,118
	2 手 数 料	35
3 財 産 収 入		30
	1 財 産 運 用 収 入	30
4 繰 入 金		31,638
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,769
	2 基 金 繰 入 金	16,869
5 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
6 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		84,102

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		69,322
	1 総 務 管 理 費	69,322
2 諸 支 出 金		12,780
	1 基 金 費	12,780
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	84,102

令和3年度中央市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度中央市簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1)	給水戸数	1,392戸
(2)	年間総給水量	1,120,632m ³
(3)	一日平均給水量	3,061m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	配水設備改良事業	16,588千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。

		収 入
第1款	簡易水道事業収益	137,217千円
第1項	営業収益	121,874千円
第2項	営業外収益	15,342千円
第3項	特別利益	1千円
		支 出
第1款	簡易水道事業費用	180,680千円
第1項	営業費用	160,169千円
第2項	営業外費用	18,411千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額49,410千円は、損益勘定留保資金49,410千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	52,500千円
第1項	企業債	5,500千円
第2項	補助金	47,000千円

支 出

第1款 資本的支出	101,910千円
第1項 建設改良費	16,609千円
第2項 企業債償還金	82,301千円
第3項 予備費	3,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	5,500千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和3年事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,802千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は47,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、2,234千円と定める。

令和3年度中央市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度中央市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接 続 戸 数	7, 8 3 5 戸
(2)	年間総処理水量	2, 5 9 7, 0 0 0 m ³
(3)	一日平均処理水量	7, 1 1 5 m ³
(4)	主要な建設改良事業 管渠整備	2 2 2, 7 6 7 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	公共下水道事業収益	7 9 6, 8 3 6 千円
第1項	営業収益	2 8 3, 8 9 0 千円
第2項	営業外収益	5 1 2, 9 4 5 千円
第3項	特別収益	1 千円
		支 出
第1款	公共下水道事業費用	7 9 6, 8 3 6 千円
第1項	営業費用	6 6 8, 3 3 4 千円
第2項	営業外費用	1 2 5, 0 0 7 千円
第3項	特別損失	2, 4 9 5 千円
第4項	予備費	1, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額114,536千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,842千円、当年度分損益勘定留保資金91,694千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	6 9 1, 7 7 7 千円
第1項	企業債	3 8 9, 1 0 0 千円
第2項	補助金	2 8 5, 0 4 7 千円
第3項	負担金	1 7, 6 3 0 千円

支 出

第1款 資本的支出	806,313千円
第1項 建設改良費	270,802千円
第2項 企業債償還金	534,511千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業債	106,500 千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和3年事業年度。ただし、その全部又は一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5.0 %以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道整備事業債	22,700 千円			
資本費平準化債	217,000 千円			
下水道事業債 (特別措置分)	42,900 千円			
合 計	389,100 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,502千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は375,052千円である。

令和3年度中央市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度中央市農業集落排水事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接 続 戸 数	1, 2 2 1 戸
(2)	年間総処理水量	3 6 2, 0 0 0 m ³
(3)	一日平均処理水量	9 9 1 m ³
(4)	主要な建設改良事業 管渠整備	2, 5 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	農業集落排水事業収益	2 4 7, 5 8 4 千円
第1項	営業収益	4 0, 4 4 0 千円
第2項	営業外収益	2 0 7, 1 4 3 千円
第3項	特別収益	1 千円
		支 出
第1款	農業集落排水事業費用	2 4 7, 5 8 4 千円
第1項	営業費用	2 2 3, 7 4 4 千円
第2項	営業外費用	2 1, 7 6 9 千円
第3項	特別損失	5 7 1 千円
第4項	予 備 費	1, 5 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額33,024千円は、当年度分損益勘定留保資金33,024千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	1 0 9, 7 5 5 千円
第1項	企 業 債	5 5, 6 0 0 千円
第2項	補 助 金	5 1, 9 3 5 千円
第3項	負 担 金	2, 2 2 0 千円

支 出

第1款 資本的支出	142,779千円
第1項 建設改良費	2,500千円
第2項 企業債償還金	139,779千円
第3項 予備費	500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	55,600千円	証書借入の方法による。	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,747千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成及び建設補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は143,610千円である。

令和3年度中央市上水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度中央市上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定)

第2条 業務の予定量は、次の通りとする。

(1)	給水戸数	8, 149戸
(2)	年間総給水量	2, 085, 722 m ³
(3)	一日平均給水量	5, 714 m ³
(4)	主要な建設改良事業 配水設備改良事業	255, 740千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める

		収 入
第1款	水道事業収益	288, 937千円
第1項	営業収益	268, 047千円
第2項	営業外収益	20, 889千円
第3項	特別利益	1千円
		支 出
第1款	水道事業費用	267, 708千円
第1項	営業費用	240, 650千円
第2項	営業外費用	24, 708千円
第3項	特別損失	350千円
第4項	予備費	2, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次の通りと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額253, 347千円は、過年度分損益勘定留保資金253, 347千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	100, 300千円
第1項	企業債	80, 000千円
第2項	工事負担金	20, 300千円

支 出

第1款 資本的支出	353,647千円
第1項 建設改良費	256,139千円
第2項 企業債償還金	92,508千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	80,000千円	証書借入の方法による。起債の時期は令和3年事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以降に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,261千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、5,276千円と定める。